

第3期岩泉町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
岩 泉 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
(1) 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
(1) 子ども・子育て会議の設置	3
(2) 行政内部の連携体制	3
(3) 実態・要望等の把握	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状	7
1 人口動態	7
(1) 人口推移	7
(2) 人口ピラミッド	8
(3) 児童人口	9
(4) 世帯の状況	10
(5) 自然動態・社会動態	11
(6) 出生率	12
(7) 合計特殊出生率	12
(8) 婚姻・離婚	13
(9) 未婚率	14
(10) 就業状況	15
2 施設等の状況	18
(1) こども園等の状況	18
(2) 小学校	19
(3) 中学校	20
(4) 放課後児童クラブ	21
3 人口推計	22
(1) 人口推計	22
(2) 児童人口の推計	23
4 子ども・子育てに関するアンケート調査	24
(1) 調査結果	24
第3章 計画の基本方針	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
第4章 子ども・子育て支援事業計画	39
基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	39

1 教育・保育の充実と就学までの切れ目のない支援	39
(1) 子ども・子育て支援サービスの充実	40
(2) 教育・保育提供区域の設定	41
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	42
(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	45
2 障がい児等への支援	55
基本目標2 子育て家庭を地域で支える環境づくり	56
1 児童虐待防止対策の充実	56
2 ひとり親家庭の支援	57
基本目標3 仕事と子育てとの両立を目指す環境づくり	58
第5章 計画の推進及び評価	61
1 計画の推進体制	61
(1) 行政の役割	61
(2) 家庭の役割	61
(3) 地域社会の役割	61
(4) 学校教育の役割	61
(5) 事業所の役割	62
2 計画の評価	63
資料	66
1 岩泉町子ども・子育て会議条例	66
2 岩泉町子ども・子育て会議 委員名簿	68



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取り組みが進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。また、令和5年には、「子ども基本法」が施行されるとともに、関連政策について諸官庁の取組みを含め統括する「子ども家庭庁」が創設され、これまで以上に総合的、一元的な子ども政策・施策の推進体制が取られることとなりました。

本町においては、平成27年に「岩泉町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に「第2期岩泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援施策・事業の推進に努めてまいりました。

また、令和7年4月には「岩泉町こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、全ての妊娠婦や子育て世帯及び子どもに対して、心身の健康や育児に関する支援、虐待防止などの更なる推進に努めることとしております。

この度、本計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、子育てに関わる町民の実態と意向、社会状況の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、更なる子育て支援の充実を図るための、「第3期岩泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる総合的な取組みです。

県の「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（仮）」及び上位計画となる町の「岩泉町未来づくりプラン」をはじめ、他の関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

（1）計画の期間

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

また、「岩泉町未来づくりプラン」を始め、本町の他の関連計画とも整合性を図って策定します。

■計画期間

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
岩泉町未来 づくりプラン	前期									
				後期						
子ども・ 子育て支援 事業計画	第1期 H27～R元									
	第2期									
						第3期				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定は、地域特性に応じた計画を策定するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者で組織された「岩泉町子ども・子育て会議」において審議、検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、児童福祉にかかわる健康推進課を主管課とし、庁内関係各課の各担当部門と連携を図り、調整を行っています。

(3) 実態・要望等の把握

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握するため、令和6年2月に「岩泉町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を実施し、そのアンケート結果を反映しています。

■調査の対象者と調査方法

区分	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者	就学前児童（0～5歳）の保護者	小学生（1～6年生）の保護者
調査方法	保育所等を通じて配布・回収（一部郵送による）	学校を通じて配布し、郵送により回収

■調査の概要

区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	204人	173人	84.8%	294人	248人	84.4%



第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

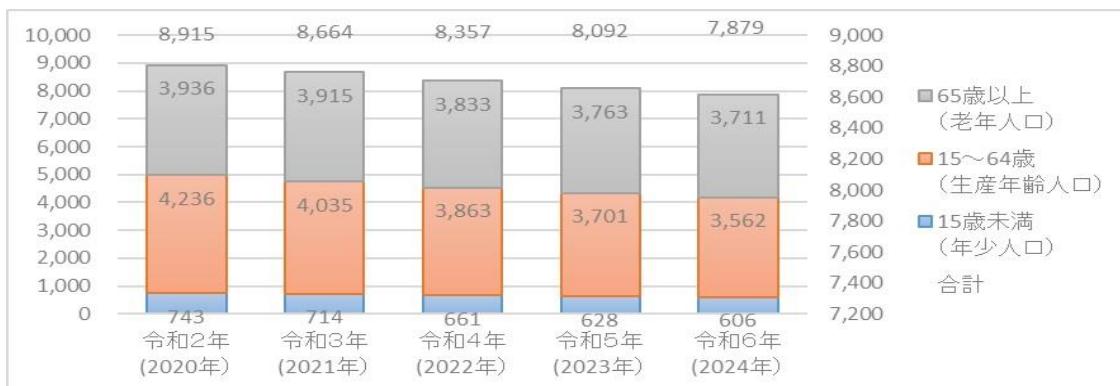
1 人口動態

(1) 人口推移

本町の人口は、減少傾向で推移し、令和6年9月末現在では、7,879人となっています。年齢3区分別人口では、3区分ともに減少傾向となっていますが、年少人口、生産年齢人口に比べ、高齢者人口の減少は緩やかに減少しています。

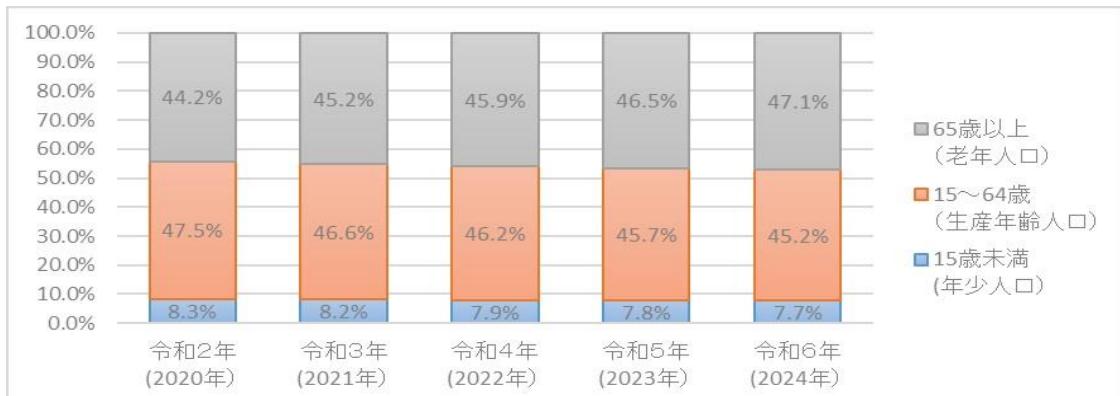
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加が見られ、令和6年9月末現在では、年少人口割合7.7%、生産年齢人口割合45.2%、高齢者人口割合47.1%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■年齢3区分別人口割合



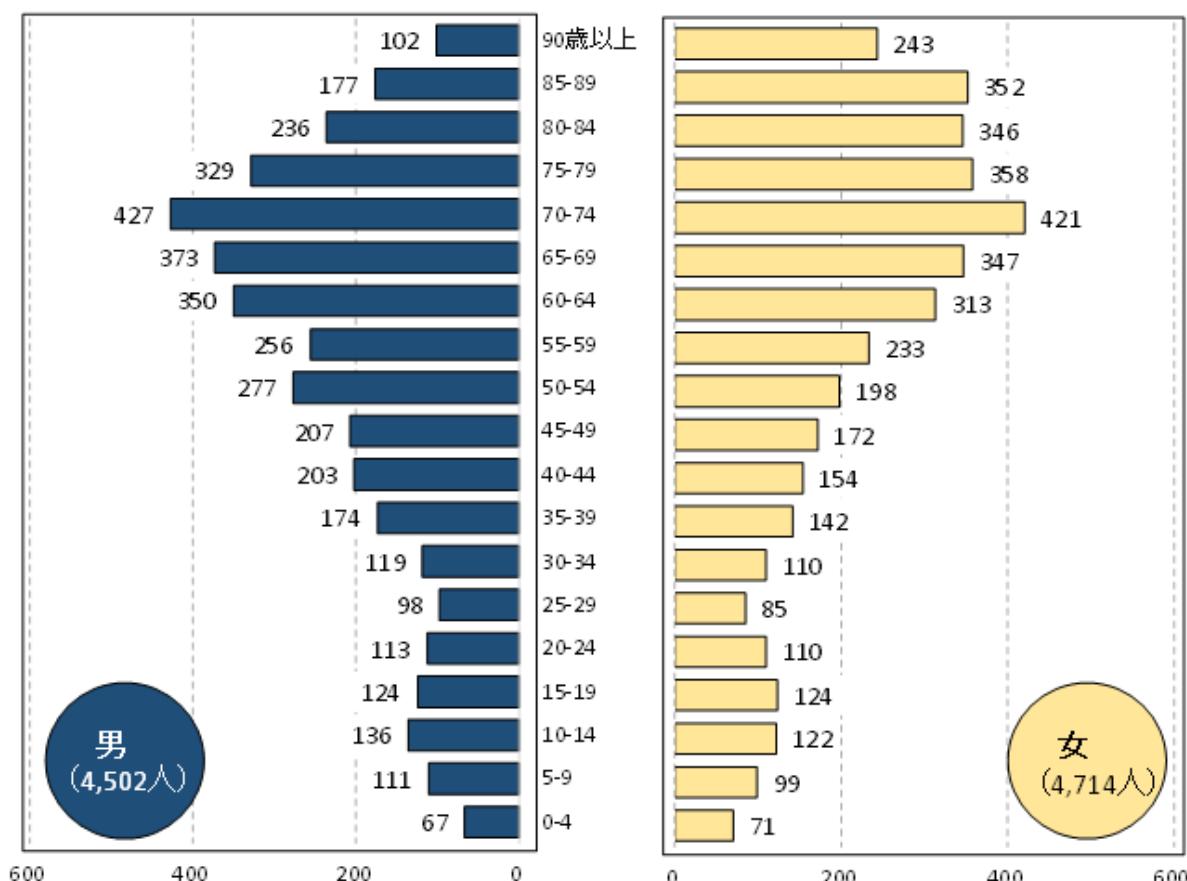
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 人口ピラミッド

令和6年9月末現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

男女ともに70歳から74歳の人口構成が最も多く、0歳から4歳の人口構成が最も少なくなっています。将来の人口減少、少子高齢化がうかがえる人口構成となっています。

■人口ピラミッド

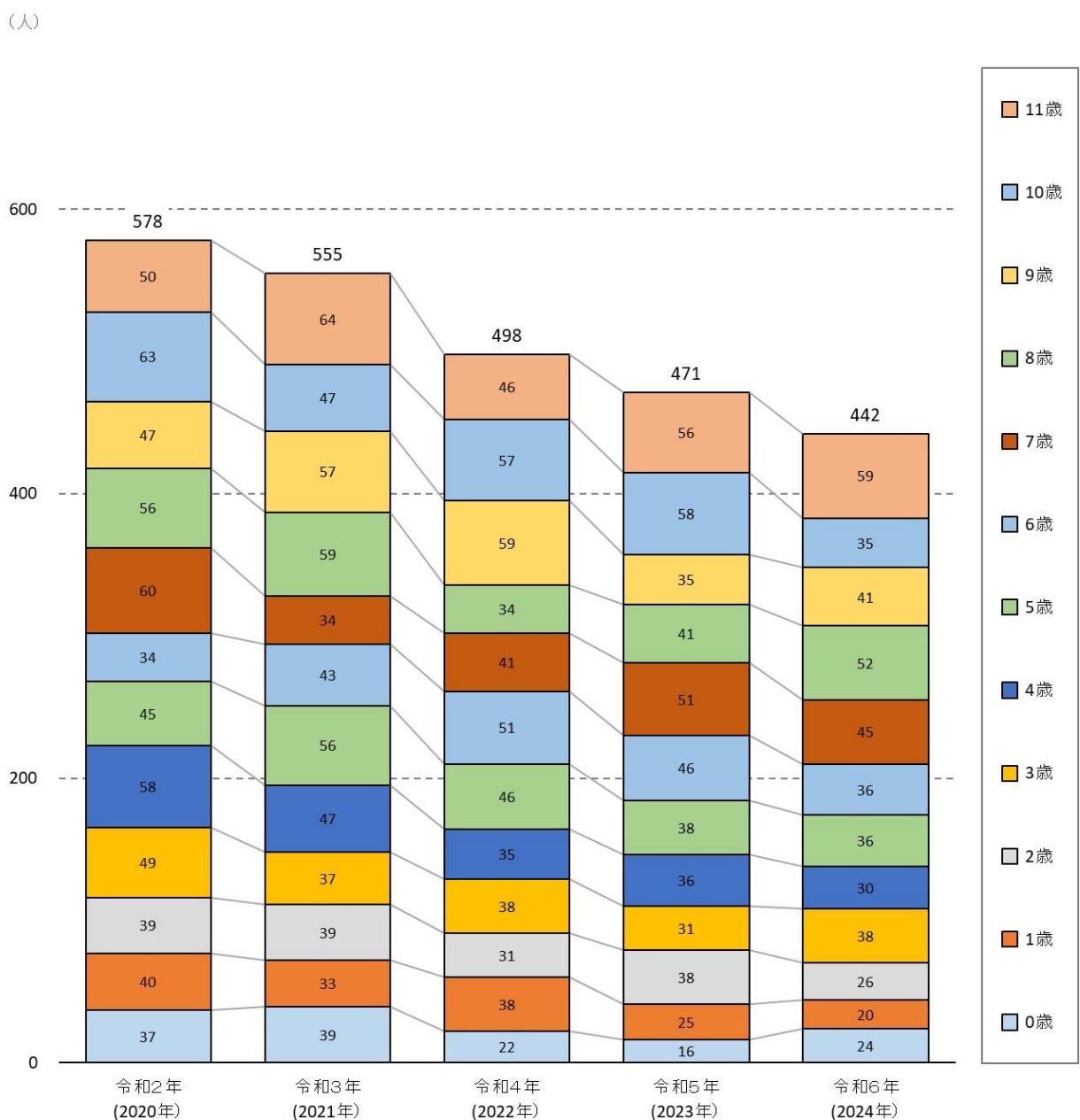


資料：住民基本台帳（令和6年9月末現在）

(3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し、令和2年に578人であった児童数が、令和6年には442人となり、136人の減少となっています。

■児童人口



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

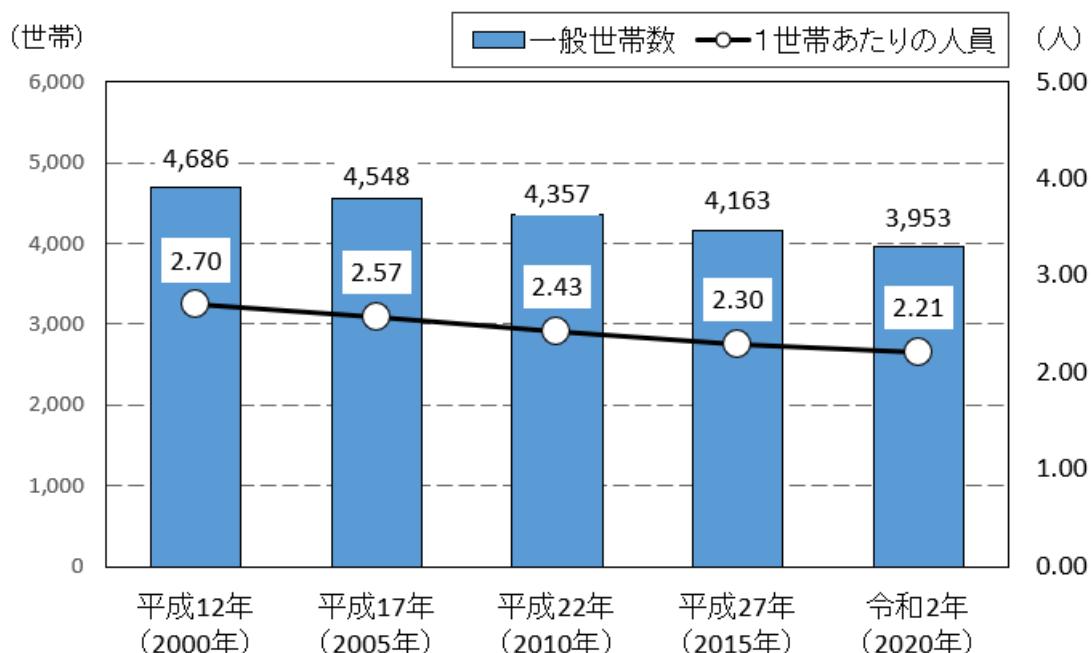
(4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は減少傾向で推移し、令和2年の調査では3,953世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和2年の調査では、2.21人となっています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向が見られます。

■世帯



資料：国勢調査

■児童のいる世帯

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満親族のいる世帯					
世帯数	388	360	275	241	181
世帯人員	1,990	1,772	1,346	1,187	878
6歳未満の親族人員	531	504	366	332	264
18歳未満親族のいる世帯					
世帯数	1,128	947	735	609	466
世帯人員	5,379	4,449	3,394	2,775	2,120
18歳未満の親族人員	2,157	1,732	1,372	1,141	895

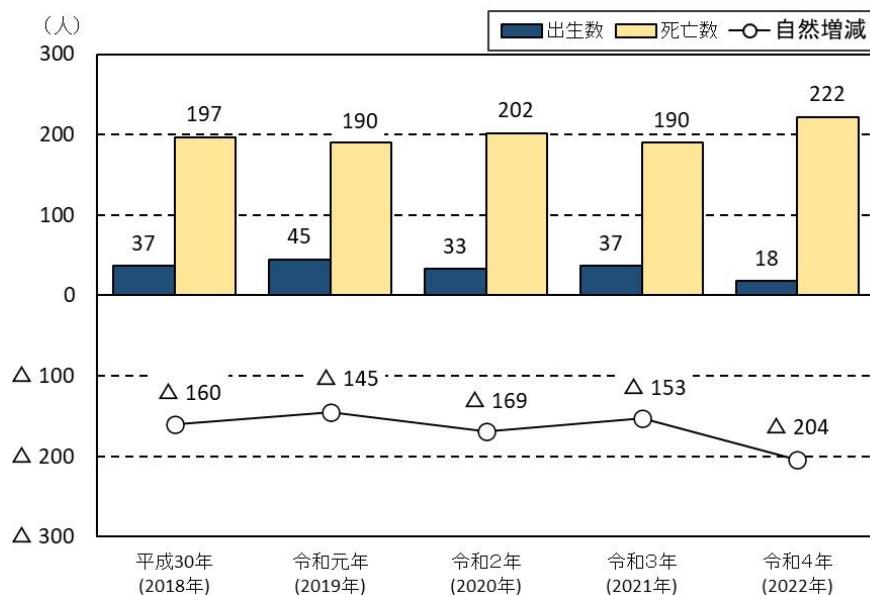
資料：国勢調査

(5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、自然増減は常にマイナスとなっています。令和4年の自然増減は、マイナス204人となっています。

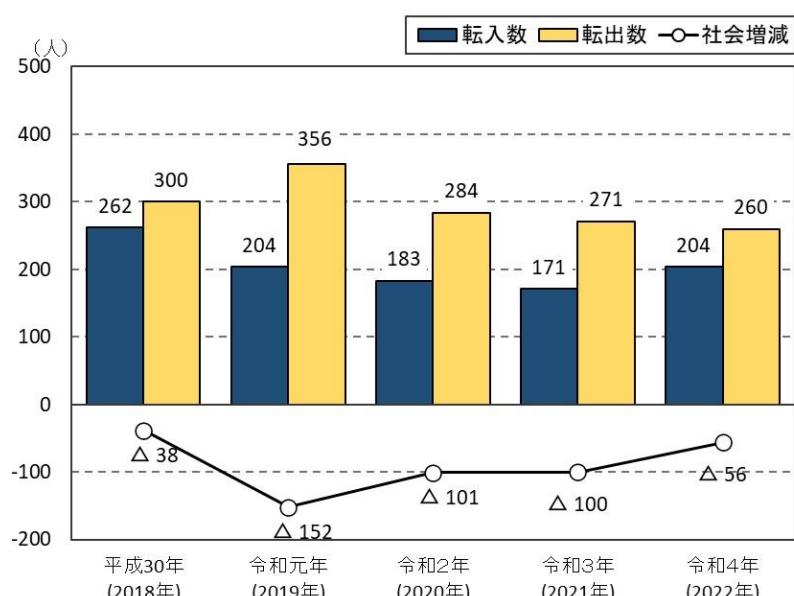
また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、社会増減もマイナスで推移しています。令和4年の社会増数は、マイナス56人となっています。

■自然動態



資料：県人口動態統計（各年10月1日現在）

■社会動態

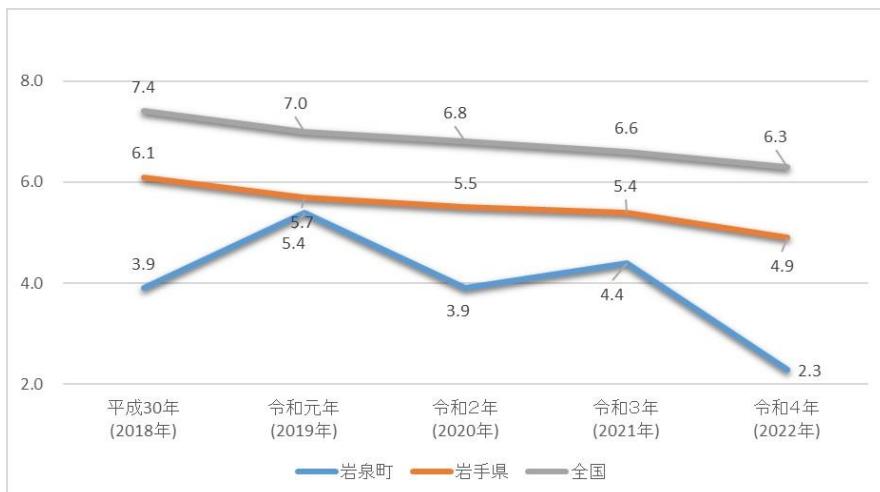


資料：県人口動態統計（各年10月1日現在）

(6) 出生率

本町の出生率（人口千対）は、平成30年以降、全国、県平均より低い値で推移し、令和4年は、2.3となっています。

■出生率



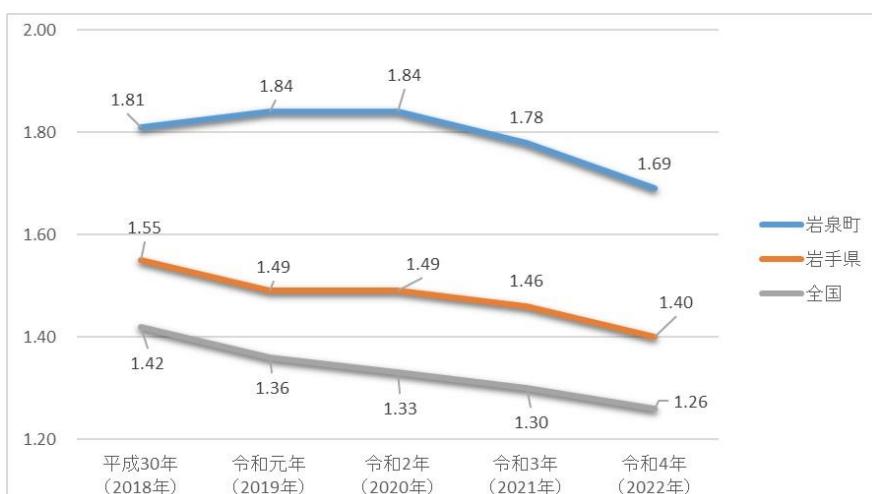
資料：県保健福祉年報（各年10月1日現在）

※出生率（人口千対）…年間出生数の人口に対する割合で、人口1,000人当たりの出生数

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、常に全国、県平均より高い値で推移し、令和4年では、1.69となっています。

■合計特殊出生率



資料：県保健福祉年報（各年10月1日現在）

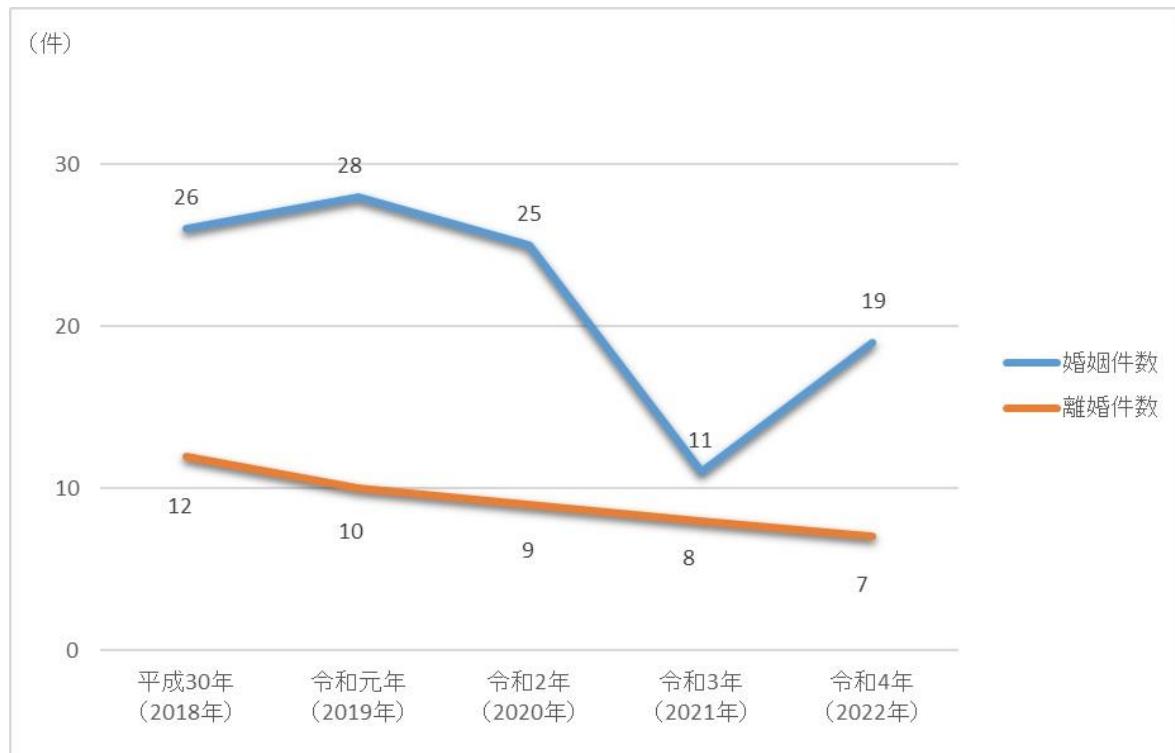
※合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数を表す数値

(8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、各年数値の増減がありますが、令和3年は、前年の25件から大きく減少し、11件となっています。

離婚件数は、平成30年以降、減少傾向で推移し、令和4年は7件となっています。

■婚姻・離婚

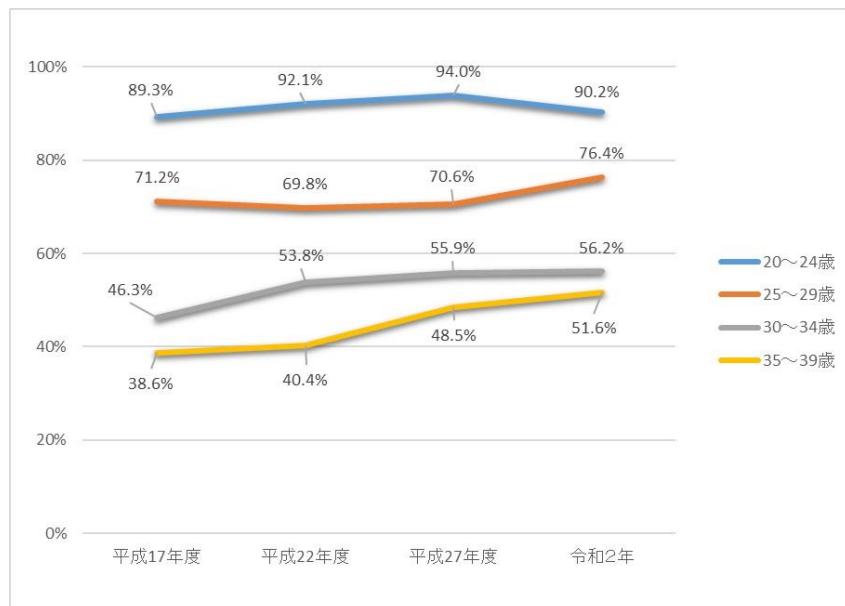


資料：県保健福祉企画室（人口動態）

(9) 未婚率

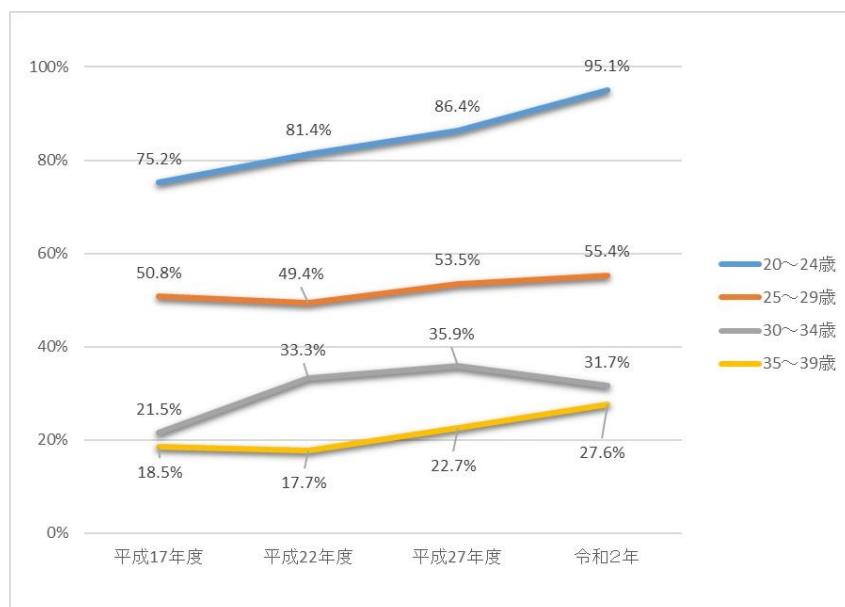
未婚率は、全体的に上昇がみられる中で、平成17年と令和2年を比較すると、男性では、35歳～39歳が13ポイント、30～34歳が9.9ポイントそれぞれ上昇しており、女性では、35歳～39歳が9.1ポイント、30歳～34歳が10.2ポイントそれぞれ上昇しています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査

■女性の未婚率



資料：国勢調査

(10) 就業状況

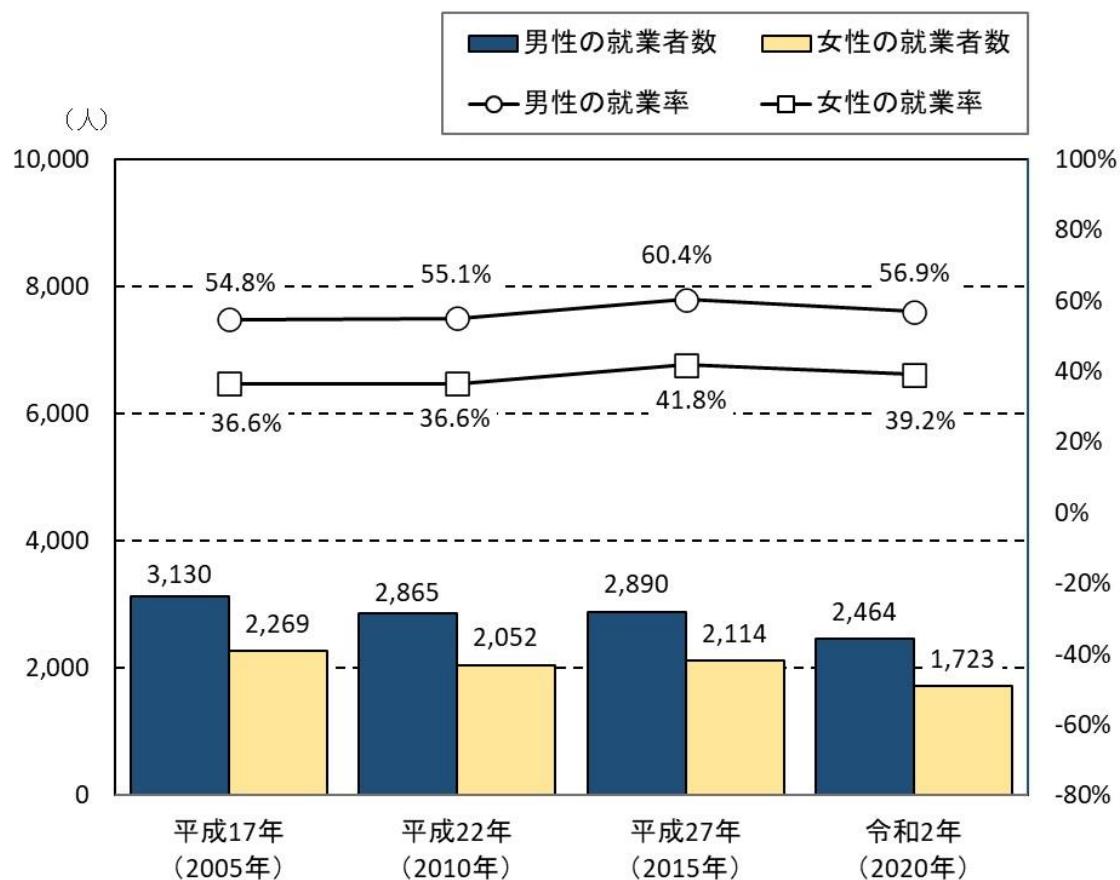
男女別の就業率の状況は、平成27年までは男性、女性共に増加傾向で推移していましたが、令和2年は減少しています。

男女別産業分類は、男性、女性共に、3次産業従事者が半数近くを占めています。

男女年齢別の就業率は、男性では、15～19歳、35～39歳、80～84歳を除く年齢層で平成27年が最も高くなっています。

また、女性では、20～34歳の年齢層で平成27年よりも就業率が高くなっています。

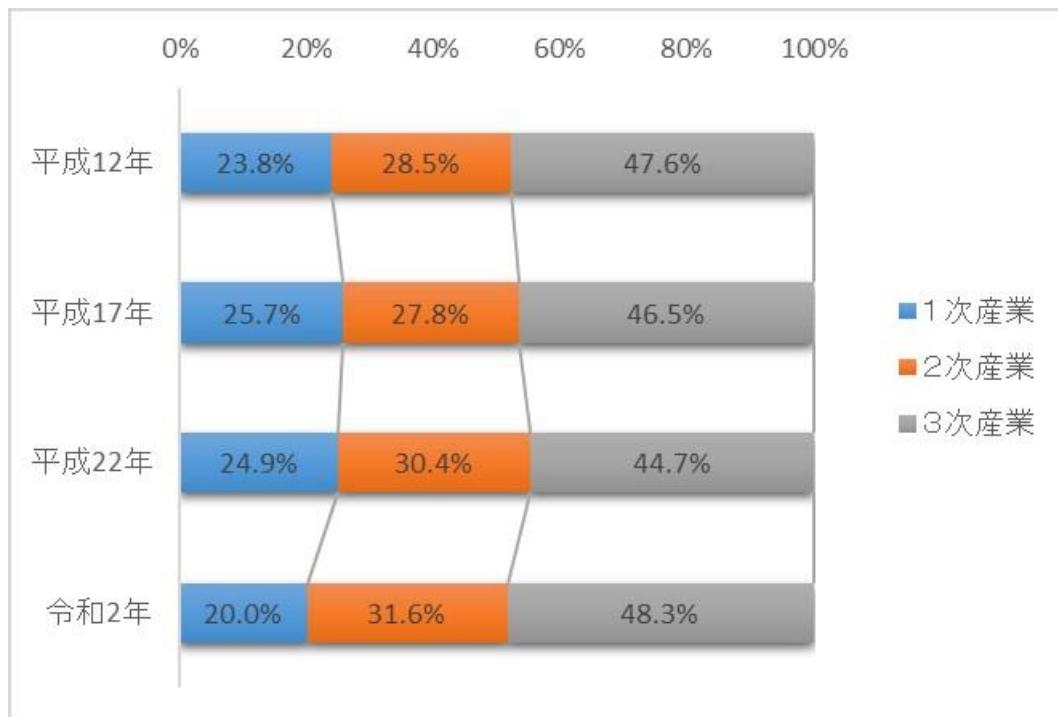
■男女別就業状況



資料：国勢調査

■男女別産業分類

(男性)



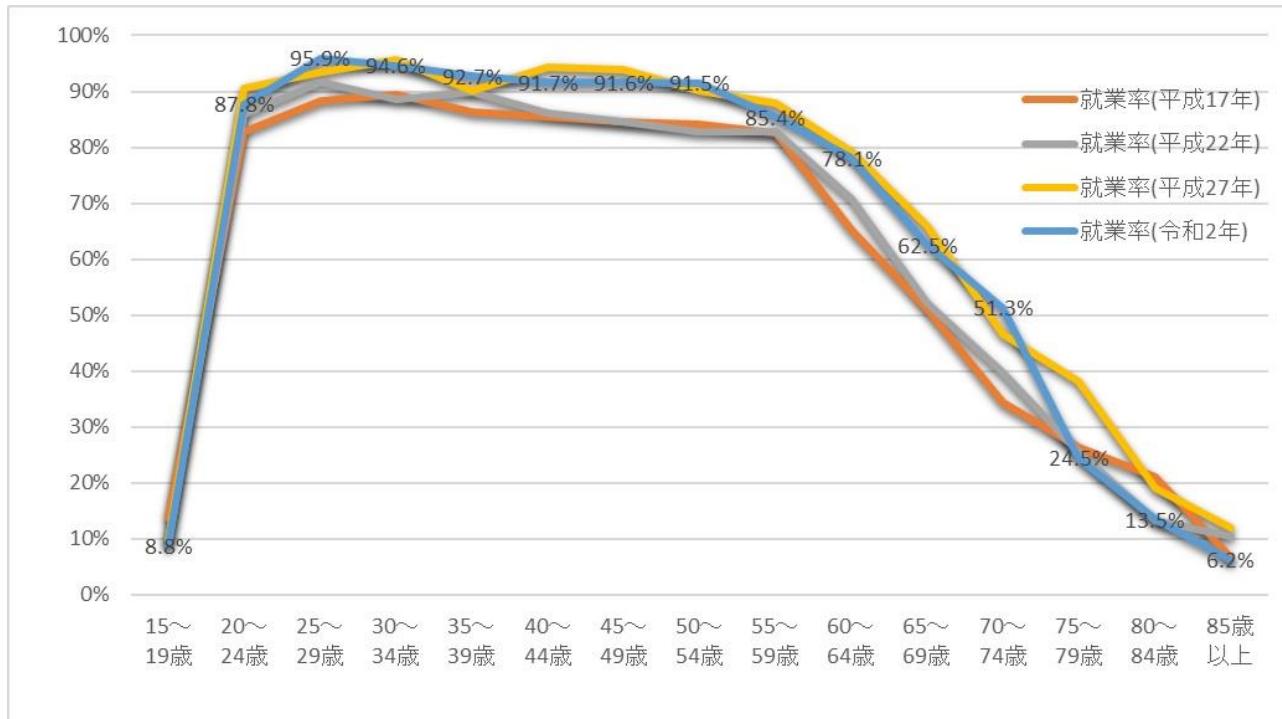
資料：国勢調査

(女性)



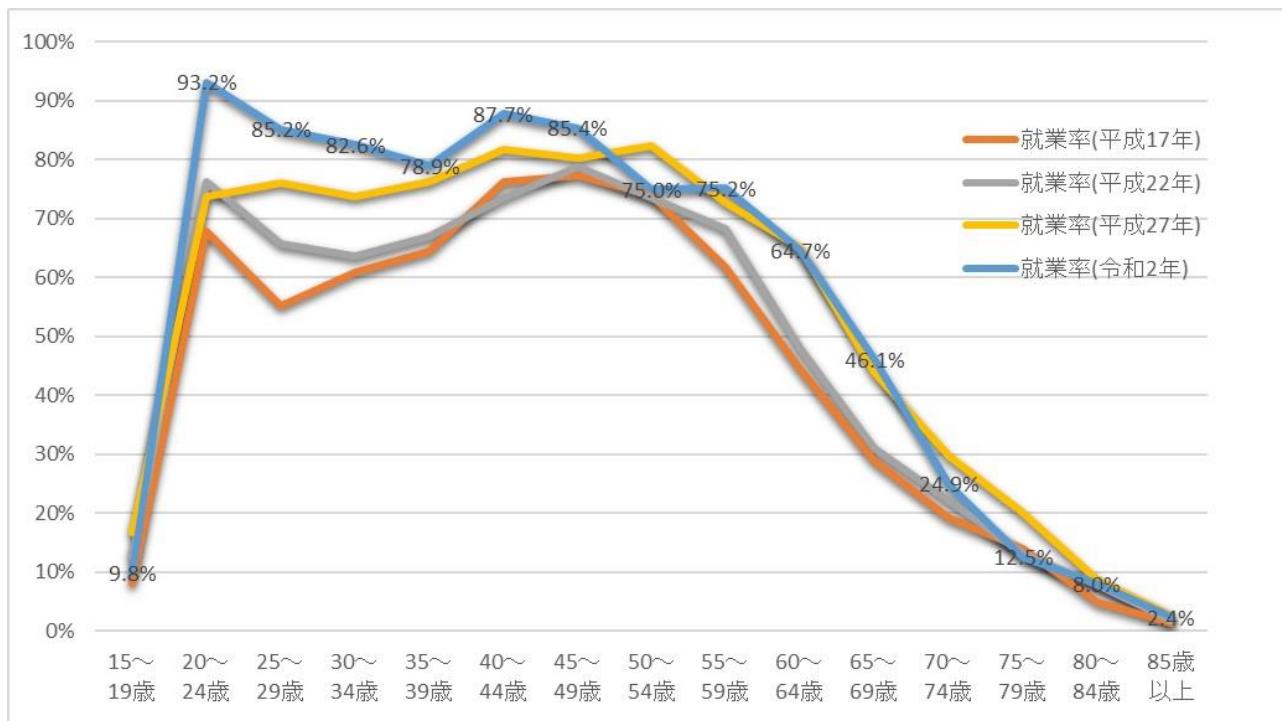
資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況 (男性)



資料：国勢調査

(女性)



資料：国勢調査

2 施設等の状況

(1) こども園等の状況

町内の認定こども園については、令和6年4月1日現在、公立が3施設あります。

令和6年4月1日現在の入所児童数は計137人となっています。

■ こども園等の状況

(単位：人)

		定員数	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
入園児数			204	199	192	168	151	137
認定こども園 (町立)	いわいづみこども園	120	123	124	122	111	99	90
	こがわこども園	60	37	34	34	27	25	24
	おもとこども園	60	35	35	33	30	27	23
民営保育所 (民営)	釜津田保育所	10	5	3	休所	休所	休所	休所
	有芸保育所	4	4	3	3	休所	休所	休所

資料：健康推進課（令和6年4月1日）

■ 年齢別認定こども園在園児童数

(単位：人)

定員数	入園児童数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
いわいづみこども園	120	0	9	18	23	20	20
こがわこども園	60	1	0	6	3	7	7
おもとこども園	60	1	2	3	4	8	5
合 計	240	2	11	27	30	35	32
							137

資料：健康推進課（令和6年4月1日）

(2) 小学校

町内にある小学校は、令和6年5月1日現在で4校、23学級あります。

児童数は、減少傾向で推移し、令和6年5月1日現在で282人となっています。

■小学校の状況

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
学校数	7校	7校	7校	6校	5校
学級数	32学級	32学級	27学級	27学級	26学級
単式	16学級	19学級	15学級	14学級	12学級
複式	9学級	7学級	7学級	7学級	7学級
特別支援	7学級	6学級	5学級	6学級	7学級
児童数	311人	305人	300人	298人	282人
通常	297人	294人	290人	288人	270人
特別支援	14人	11人	10人	10人	12人

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

■小学校の児童数

（単位：人）

	在籍児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
岩泉小学校	23	36	24	26	29	29	167
釜津田小学校	0	2	0	1	2	2	7
小川小学校	7	4	8	4	8	11	42
有芸小学校	1	0	3	0	2	1	7
小本小学校	6	14	9	7	8	15	59
合 計	37	56	44	38	49	58	

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

(3) 中学校

町内にある中学校は、令和6年5月1日現在で3校、14学級あります。

生徒数は、減少傾向で推移し、令和6年5月1日現在で157人となっています。

■中学校の状況

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
学校数	4校	4校	3校	3校	3校
学級数	18学級	18学級	15学級	15学級	14学級
単式	12学級	10学級	9学級	9学級	9学級
複式	1学級	1学級	0学級	0学級	0学級
特別支援	5学級	7学級	6学級	6学級	5学級
生徒数	181人	156人	158人	147人	157人
通常	176人	147人	151人	138人	149人
特別支援	5人	9人	7人	9人	8人

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

■中学校の生徒数

（単位：人）

	在籍生徒数			
	1年	2年	3年	合計
岩泉中学校	33	30	32	95
小川中学校	9	15	8	32
小本中学校	9	10	11	30
合 計	51	55	51	157

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

(4) 放課後児童クラブ

町内にある放課後児童クラブは、現在、3か所あります。
利用児童数は、令和6年4月1日現在で96人となっています。

■利用児童数（登録児童数）(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
いわいづみ放課後児童クラブ	52	49	47	50	47
おもと放課後児童クラブ	18	19	19	20	23
小川放課後児童クラブ	17	20	20	19	26
合 計	87	88	86	89	96

資料：健康推進課（令和6年4月1日）

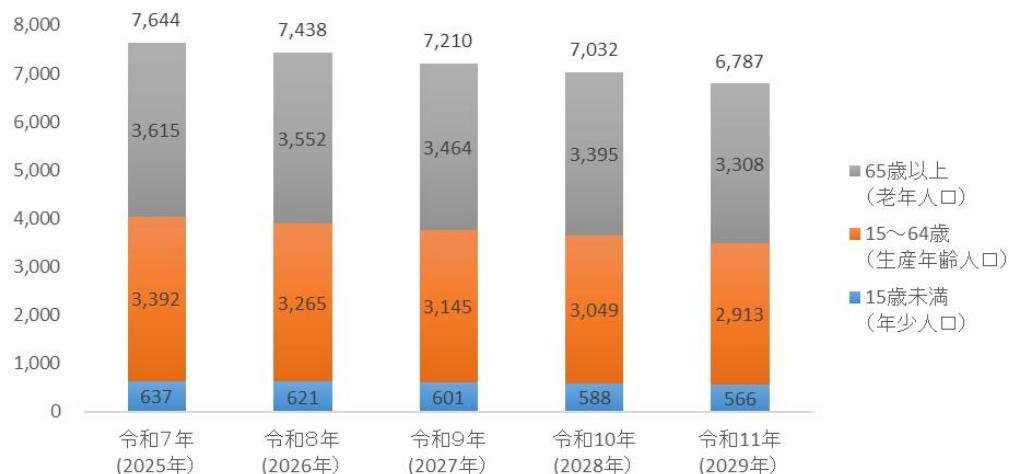
3 人口推計

(1) 人口推計

平成17年から令和2年の国勢調査を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和11年の総人口は6,787人と予測されます。

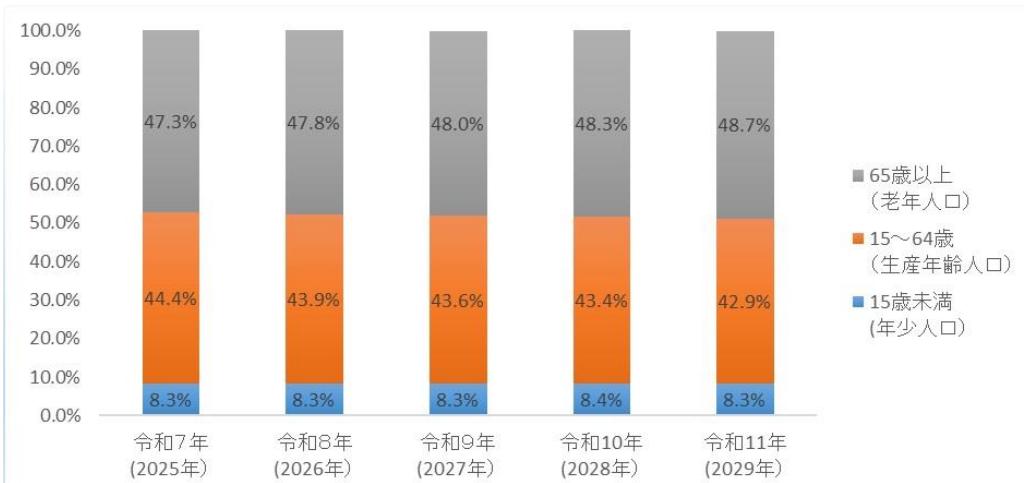
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合は概ね横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移すると予測されます。

■年齢3区分別人口



資料：平成17年から令和2年の国勢調査を基にしたコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合



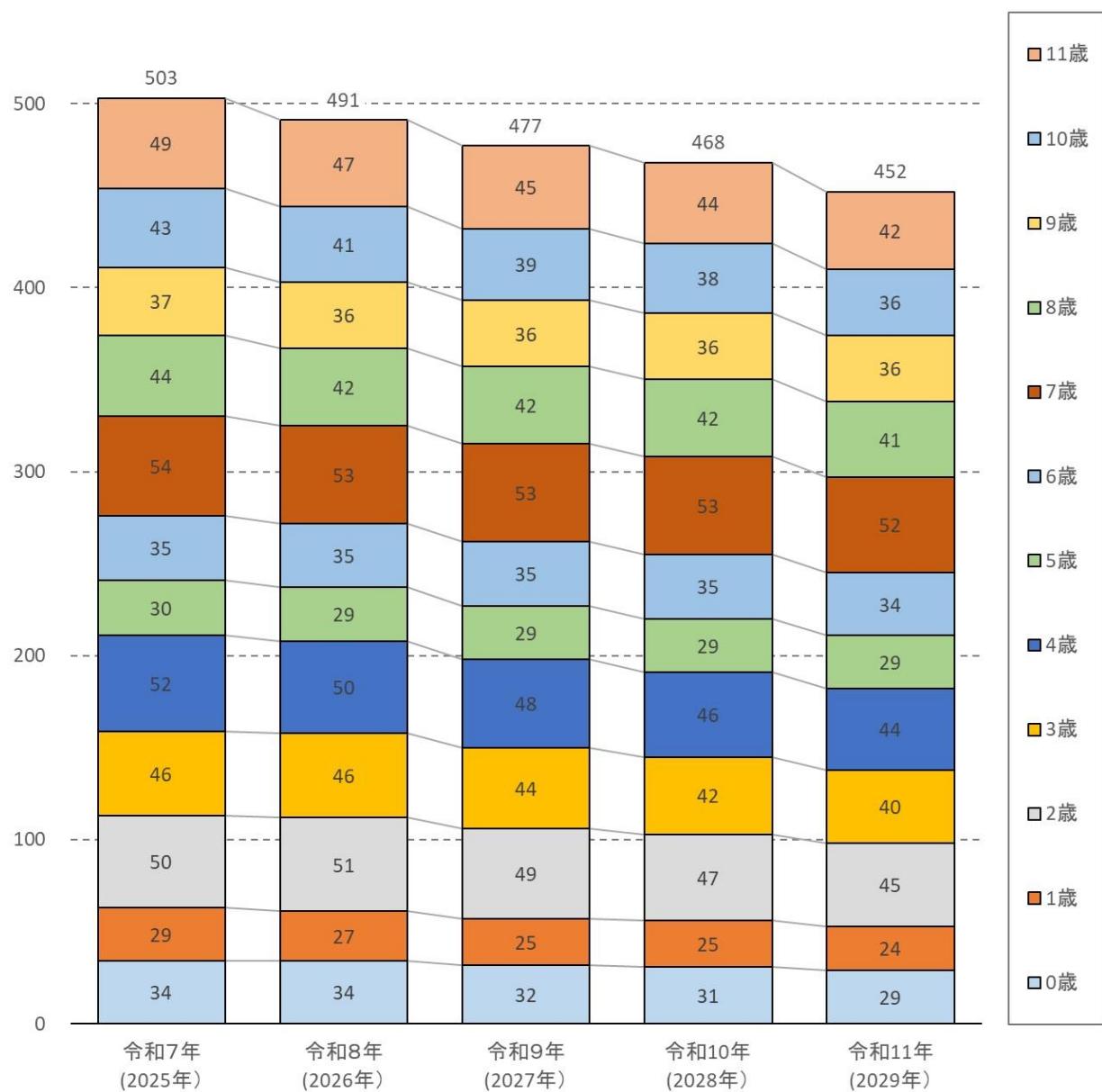
資料：平成17年から令和2年の国勢調査を基にしたコーホート変化率法による推計

(2) 児童人口の推計

平成17年から令和2年の国勢調査を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は452人と予測されます。

■児童人口推計

(人)



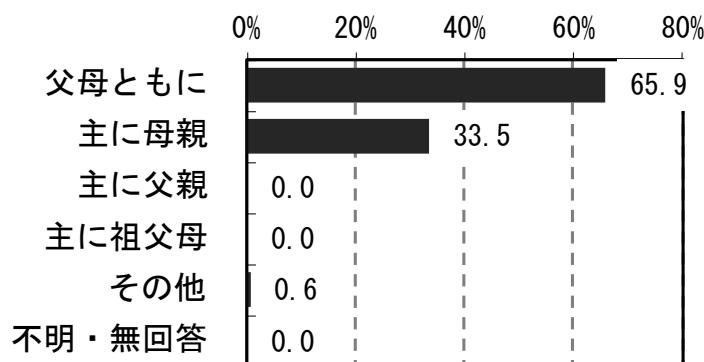
資料：平成17年から令和2年の国勢調査を基にしたコーホート変化率法による推計

4 子ども・子育てに関するアンケート調査

(1) 調査結果

①主な保育者の状況

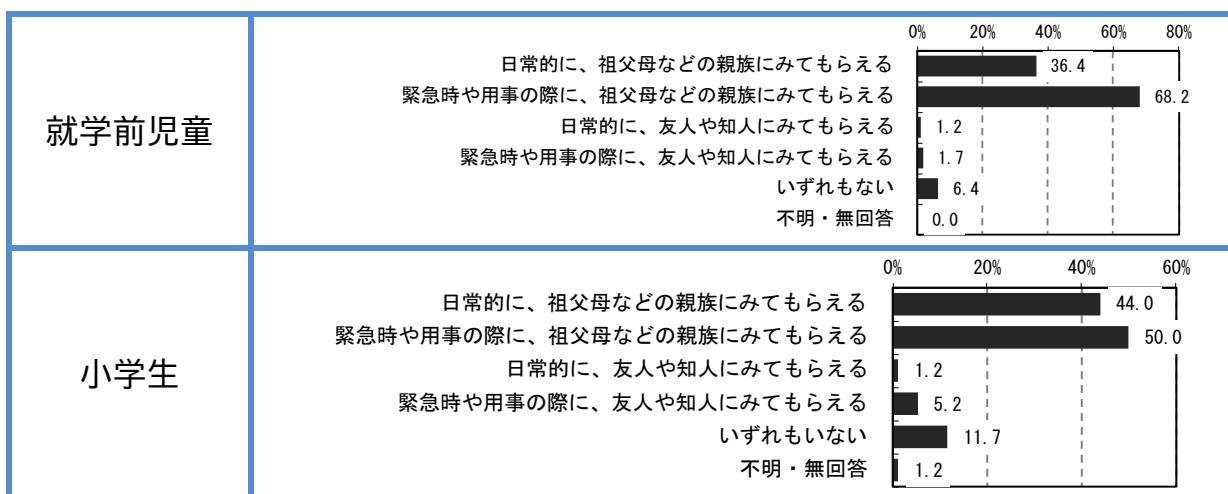
主な保育者の状況をみると、「父母とともに」が65.9%で最も多く、「主に母親」(33.5%)と「その他」(0.6%)が続いています。



②子どもをみてくれる親族・知人の有無

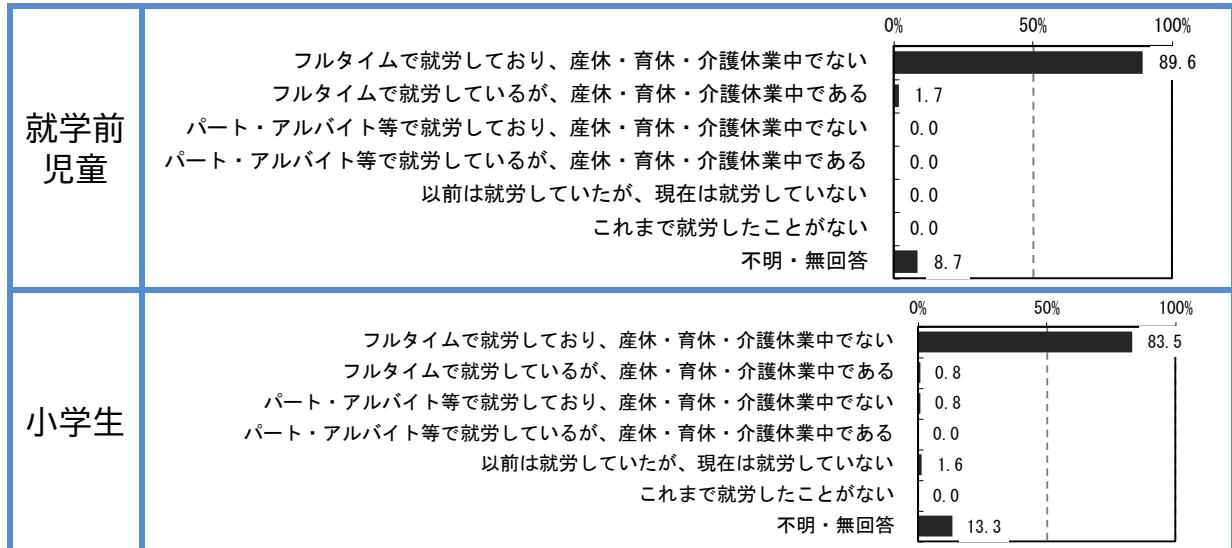
日頃、子どもをみてくれる親族・知人がいるかは、「就学前児童」では、「緊急時や用事の際に、祖父母などの親族にみてもらえる」(68.2%)が最も多く、「日常的に、祖父母などの親族にみてもらえる」(36.4%)と「いずれもない」(6.4%)が続いています。

「小学生」では、「緊急時や用事の際に、祖父母などの親族にみてもらえる」(50.0%)と「日常的に、祖父母などの親族にみてもらえる」(44.0%)の順となっています。



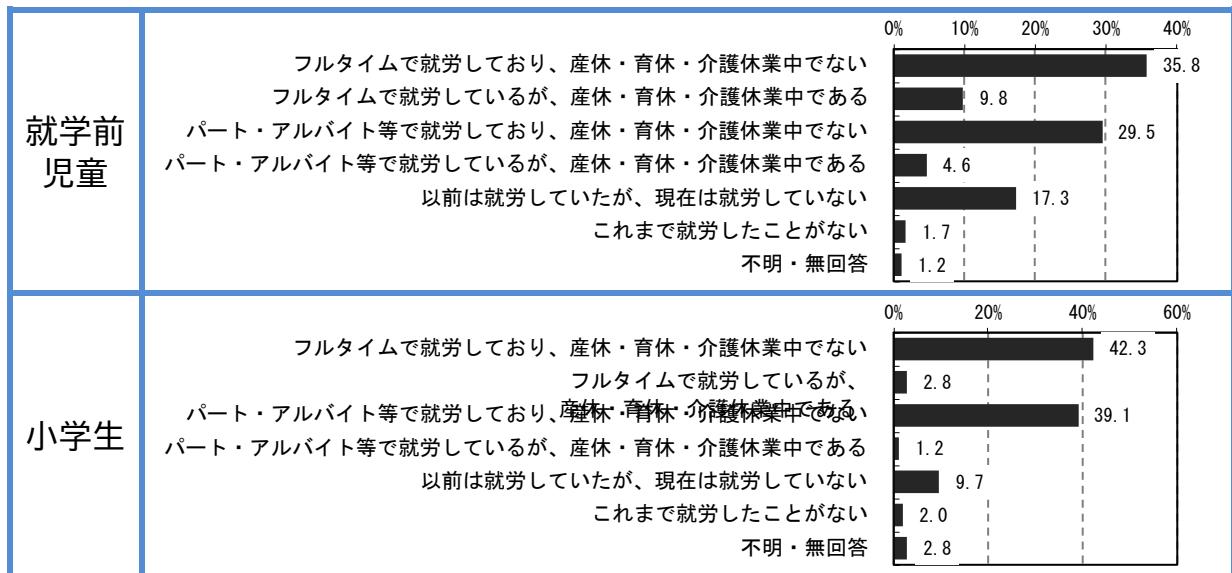
③父親の就労状況

「就学前児童」では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」(89.6%)が最も多く、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(1.7%)が続いています。



④母親の就労状況

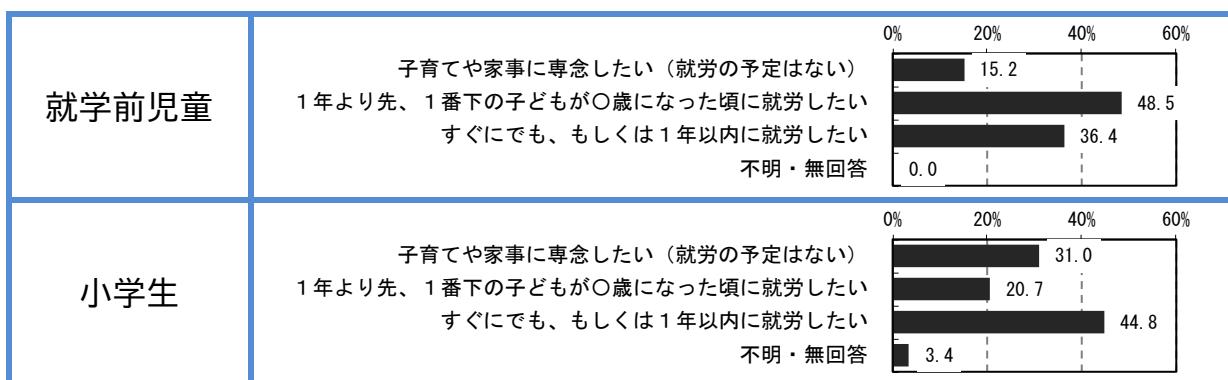
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」(35.8%)が最も多く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」(29.5%)と「以前は就労していたが、現在は就労していない」(17.3%)が続いています。



⑤母親の就労希望

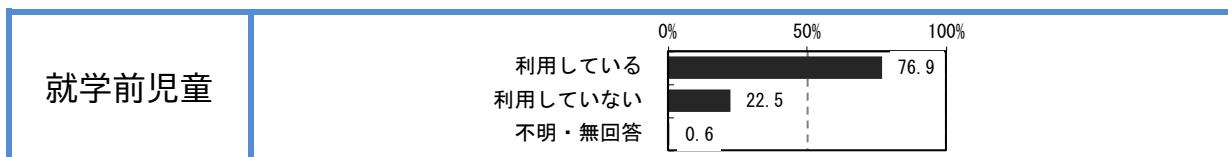
今後の就労希望を「就学前児童」でみると、「1年より先、1番下の子どもが○歳になった頃に就労したい」(48.5%)が最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(36.4%)と「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」(15.2%)が続いています。

一方、「小学生」では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(44.8%)が最も多く、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」(31.0%)と「1年より先、1番下の子どもが○○歳になった頃に就労したい」(20.7%)が続いています。



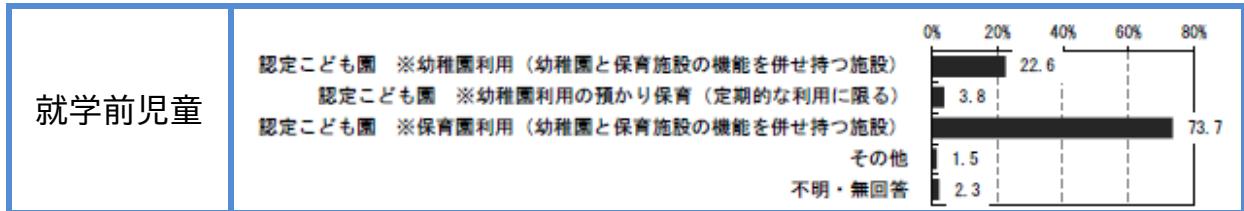
⑥定期的な教育・保育の事業の利用について

定期的な教育・保育の事業の利用は、「利用している」が76.9%、「利用していない」が22.5%となっています。



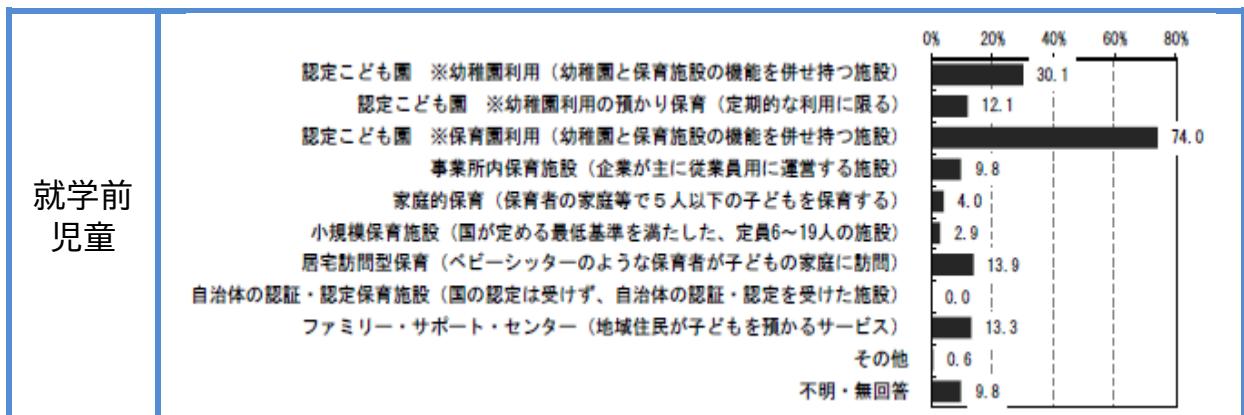
⑦平日の教育・保育の事業として定期的に利用している事業

現在利用している事業では、「認定こども園 ※保育園利用」が73.7%で最も多く、「認定こども園 ※幼稚園利用」が22.6%で続き、「認定こども園（保育園+幼稚園）」で99.4%を占めています。



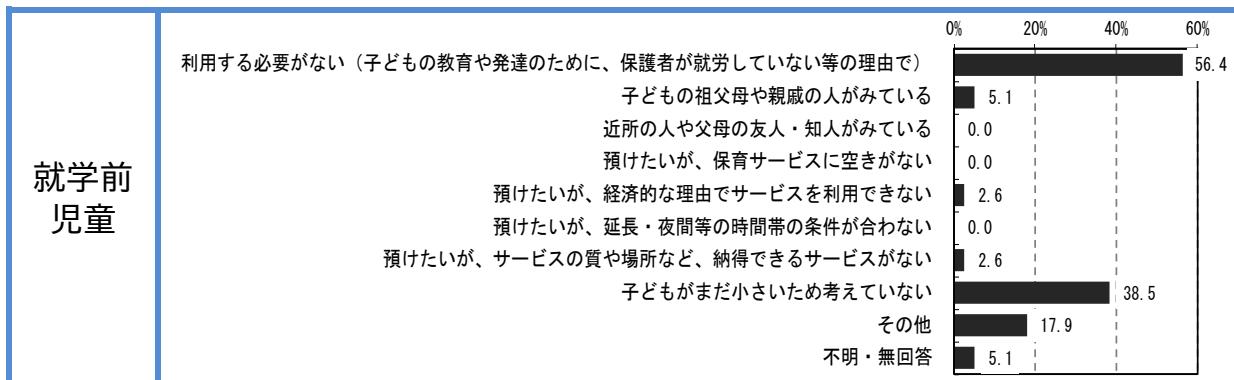
⑧平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業

「認定こども園 ※保育園利用」が74.0%で最も多く、「認定こども園 ※幼稚園利用」(30.1%)と「居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭に訪問）」(13.9%)が続いています。



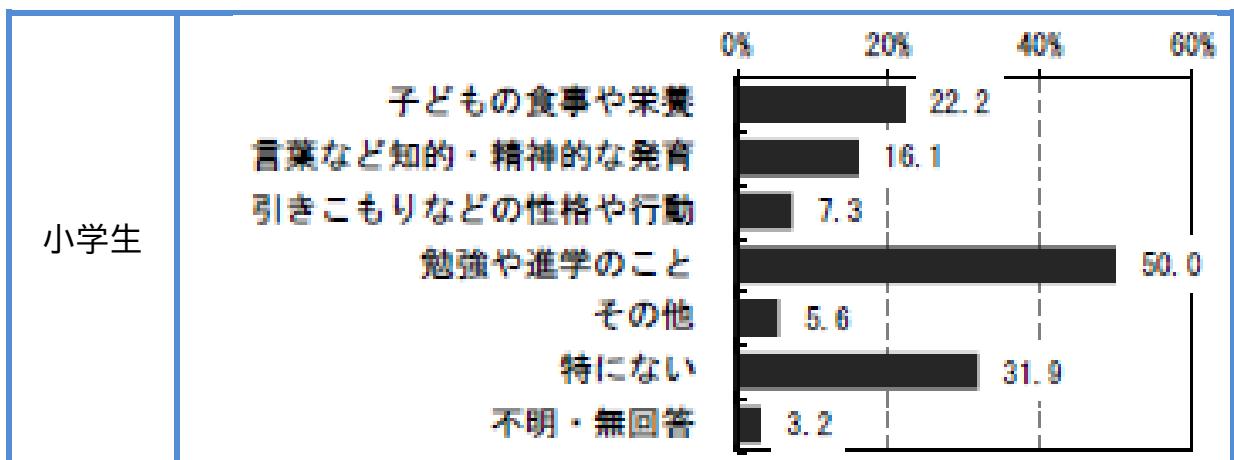
⑨教育・保育事業を利用していない理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「利用する必要がない」が56.4%を占めており、「子どもがまだ小さいため考えてない」が38.5%で続いています。



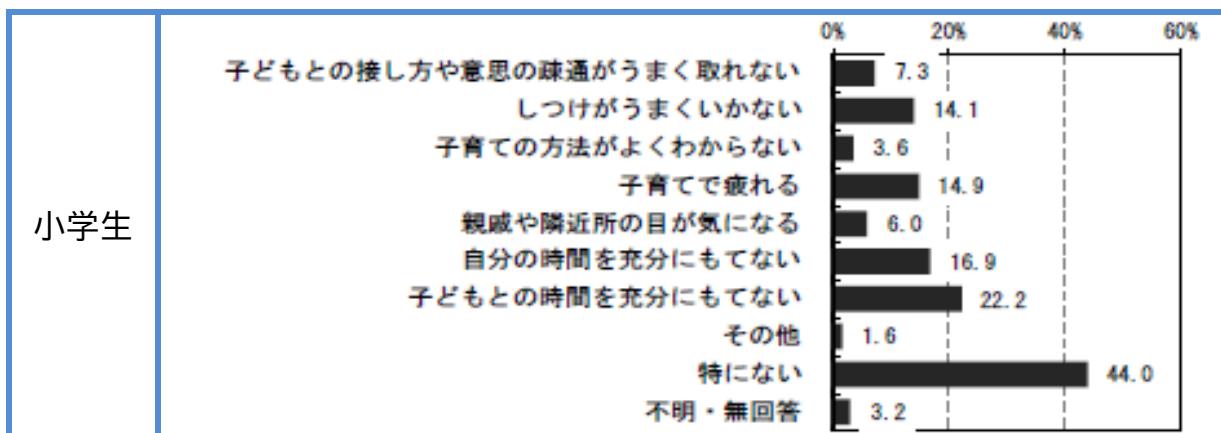
⑩子育ての悩みや不安（子どものこと）

子どものことについての悩みや不安は、「勉強や進学のこと」が50.0%で最も多く、「特にない」(31.9%)と「子どもの食事や栄養」(22.2%)が続いています。



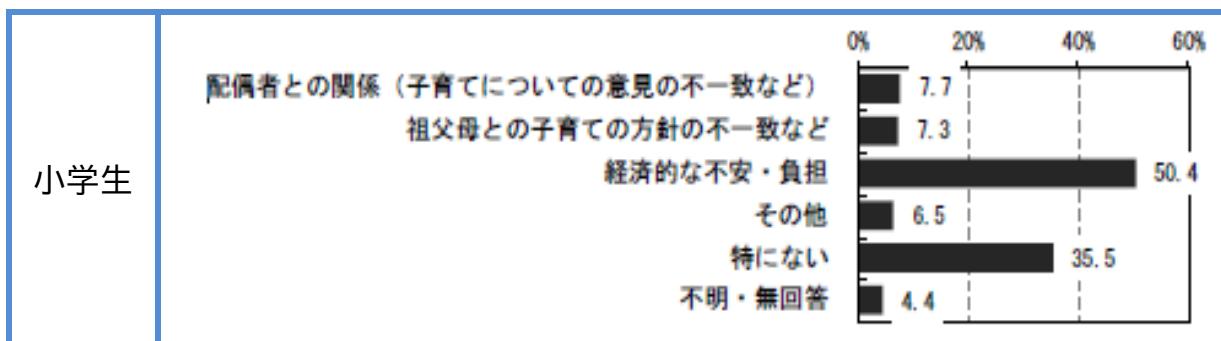
⑪子育ての悩みや不安（自分のこと）

自分のことについての悩みや不安は、「特にない」が44.0%で最も多く、「子どもとの時間を充分にもてない」(22.2%)と「自分の時間を充分にもてない」(16.9%)が続いています。



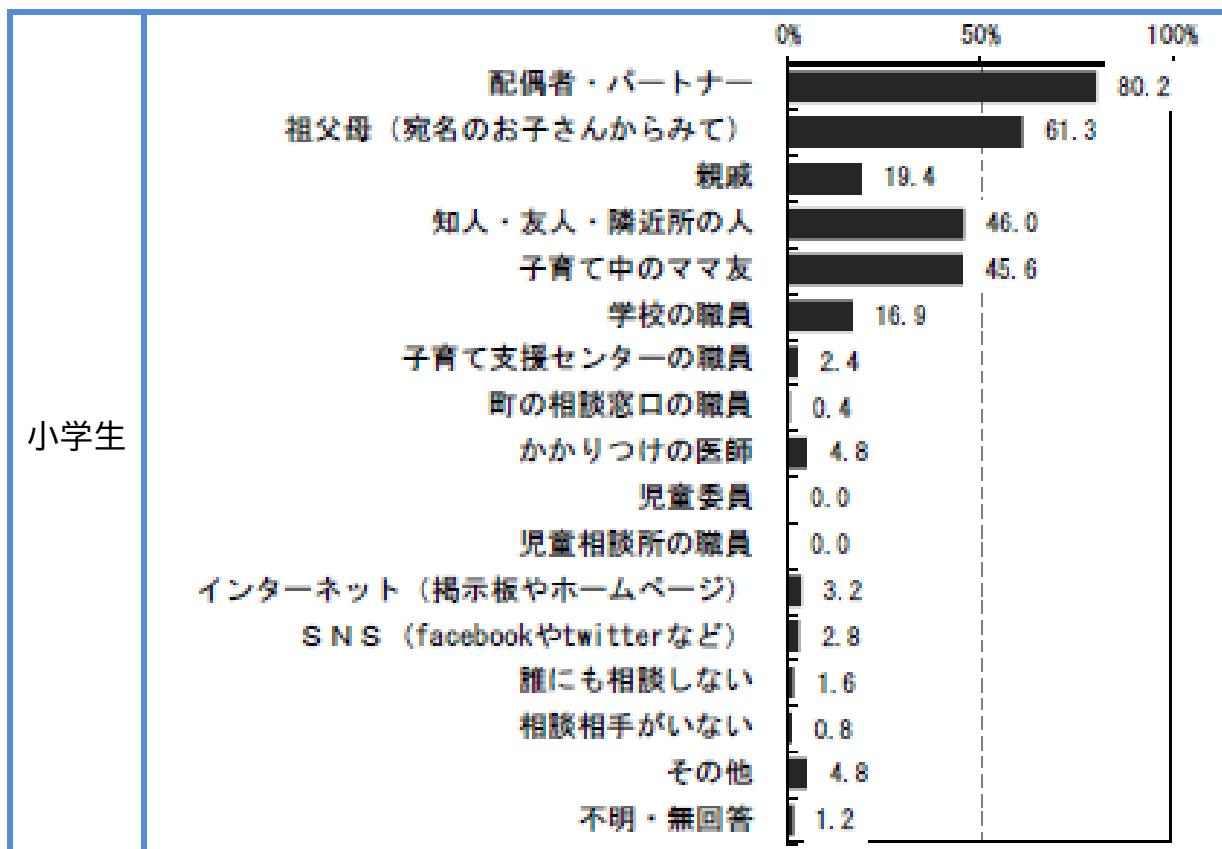
⑫子育ての悩みや不安（家庭のこと）

「経済的な不安・負担」が50.4%で最も多く、「特にない」(35.5%)と「配偶者との関係（子育てについての意見の不一致など）」(7.7%)が続いています。



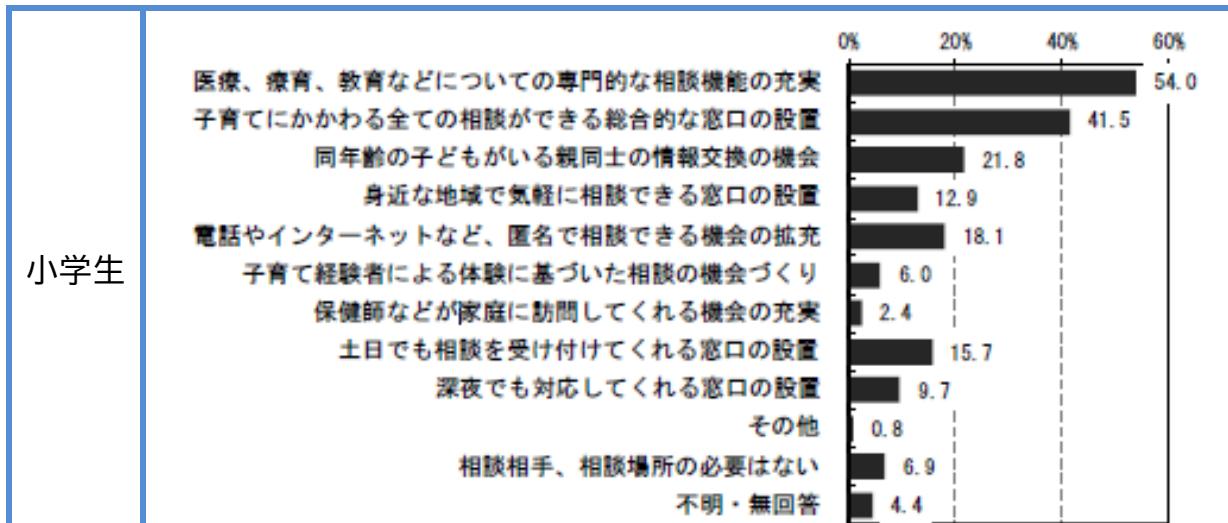
⑬子育てについての相談相手の有無

子育てについての相談相手については、「配偶者・パートナー」が80.2%で最も多く、「祖父母（宛名のお子さんからみて）」(61.3%)と「知人・友人・隣近所の人」(46.0%)が続いています。



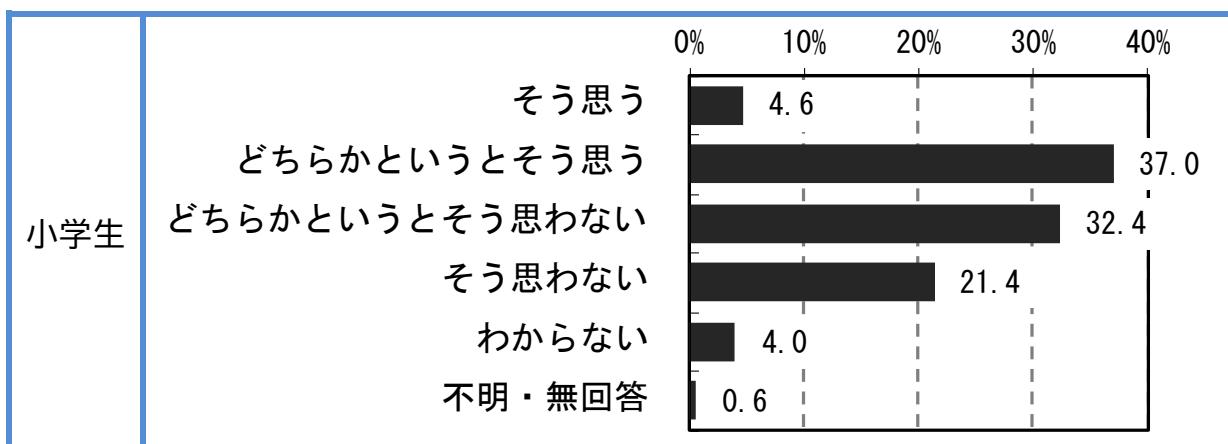
⑭子育てについて相談相手や場所で必要だと思うこと

「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が54.0%で最も多く、「子育てにかかる全ての相談ができる総合的な窓口の設置」(41.5%)と「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」(21.8%)が続いています。



⑮岩泉町の子育て環境

岩泉町は、子育てをしやすいところだと思うかは、「どちらかというとそう思う」が37.0%で最も多く、「どちらかというとそう思わない」(32.4%)と「そう思わない」(21.4%)が続いています。





第3章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

未来を担う子どもたちを 安心して生み育てられるまちづくり

子どもの健やかな成長は、保護者や家族の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。急速な少子化が進行する中、近年はライフスタイルや社会状況の変化の中で、地域とのつながりが希薄化し、子育てに対する助言や支援を受けることが少なくなっていることや、経済的負担への不安などから、子育てに不安感を抱く保護者が増えています。

保護者が就労等の社会参加をしながら、次世代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭はもとより地域社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

また、これから家族を持つ方が、子育てに希望を持てる環境の整備や、子育て支援体制の充実を図っていくことが大切です。

すべての子どもと保護者が笑顔で過ごすことができ、さらには、地域社会全体もそれぞれの役割で子育てに参加しながら、ともに子どもの成長の喜びを分かち合えるまちになることを目指し、

「未来を担う子どもたちを 安心して産み育てられるまちづくり」

を「第3期岩泉町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念として、子育て支援施策の推進を図っていきます。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの項目を基本目標として掲げ、子育て支援施策の展開を図ります。

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

安心して子どもを育てながら、働くことができる環境をつくるためには、利用しやすい保育サービスの確保、地域における様々な子育てサービスの充実、放課後児童健全育成対策等に取り組む必要があります。

保育サービスの確保に努め、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後の児童の居場所を確保し、子どもと保護者が健やかに成長できるように努めます。

2 子育て家庭を地域で支える環境づくり

児童虐待やいじめ、不登校などの社会問題に対して、関係機関の連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

また、離婚などの増加により、ひとり親家庭等が増加していることから、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や支援体制の整備を図ります。

さらに、障がいの原因となる疾病などの早期発見・早期治療を目指すとともに、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

3 仕事と子育てとの両立を目指す環境づくり

仕事と子育てを両立していくためには、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、育児や家事、仕事に対するこれまでの男女の意識を変えていくとともに、事業所が積極的に子育てを支援する環境を整備していくことが必要です。

そのために、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事・育児ができる環境づくりに努めるなど男女共同参画の意識を啓発し、子育て世帯に対する職場の理解を得るために幅広く事業所に対し協力を呼びかけながら、育児休業などの子育て支援制度の普及促進・啓発を図り、仕事と子育ての両立を目指します。



第4章 子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

1 教育・保育の充実と就学までの切れ目のない支援

現状と課題

- 子ども・子育て支援新制度では、地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。
- 障がい児及び特別な支援が必要な子どもへの教育・保育環境の確保ときめ細やかな支援が必要です。
- 小学校生活にうまく適用できるよう、こども園から小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 0歳児から5歳児までの保育料の完全無償化を継続し、質の高い幼児期の教育・保育基盤を確保します。
 - ・保育料の完全無償化により保護者の経済的負担を軽減するとともに、既存の教育・保育資源を最大限活用しながら、多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤を確保します。
 - ・在宅の子育て家庭を含む全ての子どもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図ります。
- 多様な教育・保育を提供します。
 - ・一時預かり、延長保育など多様な保育の場を確保し、その周知に努めます。
 - ・障がい児及び特別な支援が必要な子どもを積極的に受け入れるための体制の充実、特性や成長に合わせた支援をします。
- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を促進します。
 - ・教育委員会及びこども園との定例会議やこどもまんなか会議を定期的に開催し、関係機関との連携に努めます。
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に努めます。
 - ・子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各施設に取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な給付の確保に取り組みます。

- ・特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行及び関係法令等に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切に取り組みます。

主な事業・取組

事業・取組	担当課
保育料の完全無償化の実施	健康推進課
在宅子育て支援事業	健康推進課
地域子育て支援拠点事業 (岩泉町地域子育て支援センター)	健康推進課 (いわいすみこども園)
延長保育事業、一時預かり事業	健康推進課 (各こども園)
障がい児保育事業	健康推進課 (各こども園)
定例会議、こどもまんなか会議	教育委員会・健康推進課

(1) 子ども・子育て支援サービスの充実

小学校就学前児童数の推移、子ども・子育てに関するアンケート調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性を認定した上で、給付を支給するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

■認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童 (保育の必要性なし)	認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園 地域型保育事業

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことと、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況とそれらを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

また、これにより地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本町の「教育・保育提供区域」は、各事業が広域的に利用されていることから、町全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育 ・ 保 育	教育・保育施設 認定こども園	
	地域型保育事業 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	① 利用者支援事業	町全域
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊産婦健康診査事業	
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 一時預かり事業	
	⑦ 子育て短期支援事業	
	⑧ 延長保育事業	
	⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑩ 妊婦等包括相談支援事業	
	⑪ 産後ケア事業	
	⑫ 子ども誰でも通園制度	

（3）幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

①【1号認定】

1号認定とは、満3歳以上で、主に認定こども園（教育施設）の利用を希望する児童に対する認定のことです。

■1号認定（3～5歳児）の見込み

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保の方策②	18	18	18	18	18
特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	3	3	3	3	3

《事業実施に対する考え方》

町全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により確保します。

②【2号認定】

2号認定とは、保育を必要とし、主に認定こども園（保育施設）の利用を希望する3～5歳児に対する認定のことです。

■ 2号認定（3～5歳児）の見込み

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	86	86	86	86	86
確保の方策②	90	90	90	90	90
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	4	4	4	4	4

《事業実施に対する考え方》

町全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により確保します。

③【3号認定】

3号認定とは、保育を必要とし、主に認定こども園（保育施設）の利用を希望する満3歳未満児に対する認定のことです。

■ 3号認定（0歳児）の見込み

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保の方策②	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
地域型保育事業	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	1	1	1	1	1

■ 3号認定（1・2歳児）の見込み

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	39	39	39	39	39
確保の方策②	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	1	1	1	1	1

《事業実施に対する考え方》

町全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により確保します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

① 利用者支援事業

事業内容	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、子ども及び保護者の身近な場所において相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

■利用者支援事業

単位：か所

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の方策②	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、妊娠期から切れ目なく安心して子育てができるよう、隨時 妊娠、出産や 子育てに関する相談・助言を行うこととしており、量の見込みについても現状の体制で確保されます。

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
------	-----------------------------------------------------------

■地域子育て支援拠点事業

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	498	505	488	474	453
確保の方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

《事業実施に対する考え方》

現在、町内1か所の子育て支援センターで実施しており、地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

③ 妊産婦健康診査事業

事業内容	妊婦の健康の保持増進及び経済的負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査受診票を一人につき14枚発行しています。
------	-------------------------------------------------------

■妊産婦健康診査事業

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	23	22	21
確保の方策②	実施場所：医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

《事業実施に対する考え方》

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、保健師や助産師が妊婦の健康状態を把握とともに健康診査受診勧奨を行うこととしており、量の見込みについても現状の体制で確保されます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
------	------------------------------------------------------

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	23	22	21
確保の方策②	実施場所：町の保健師、助産師が実施 実施機関：岩泉町				

《事業実施に対する考え方》

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、保健師や助産師が家庭訪問により養育環境等を把握し、適切な助言・指導等を実施することとしており、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	<p>母子健康手帳交付時や、「乳児家庭全戸訪問事業」の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、家庭訪問を実施し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。</p> <p>要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性を強化し、関係機関との連携体制を整備します。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■養育支援訪問事業（訪問対象者数）

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保の方策②	10	10	10	10	10
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

養育支援訪問事業に関しては、現状の体制で大きな支障が無く、現状の体制で確保されています。

要保護児童対策地域協議会において、児童相談所及び関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見・早期対応に努め、適切な支援を実施します。

⑥ 一時預かり事業

事業内容	家庭で保育をしている保護者が、疾病・冠婚葬祭などにより子どもの保育ができない場合に、緊急一時的に保育を行います。
------	----------------------------------------------------------

■一時預かり事業

単位：人／年

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,160	1,102	1,047	995	945
確保の方策②	1,160	1,102	1,047	995	945
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現在、各こども園で実施しています。利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、隨時対応していきます。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
------	-----------------------------------------------------------------------

■子育て短期支援事業

単位：人／年

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	6	6	6	6	6
ショートステイ	3	3	3	3	3
トワイライトステイ	3	3	3	3	3
確保の方策②	6	6	6	6	6
ショートステイ	3	3	3	3	3
トワイライトステイ	3	3	3	3	3
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

令和6年度より、保護者の疾病等により一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、2か所の児童養護施設においてショートステイ・トワイライトステイを実施しています。

⑧ 延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより保育時間を延長して保育を行います。
------	------------------------------------------------

■延長保育事業

単位：人／年

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	65	62	59	56	53
確保の方策②	65	62	59	56	53
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現在、町内3園の認定こども園で実施しており、利用希望者は、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望時は随時対応していきます。

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公共施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------

■放課後児童健全育成事業

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	107	102	97	92	87
低学年	73	70	67	62	59
高学年	34	33	30	30	28
確保の方策②	107	102	97	92	87
過不足②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

《事業実施に対する考え方》

町内では、いわいづくり放課後児童クラブ、おもと放課後児童クラブ、小川放課後児童クラブの3か所で実施しています。現在、利用希望者は全て受け入れていることから、現状の施設で必要量は確保されています。

また、小川放課後児童クラブは、現在建設を進める小川複合施設内に改築予定であり、令和7年度末から供用開始する予定です。今後も放課後児童クラブ支援員の資質の向上に努め、必要に応じて施設の確保・整備等を行い、隨時対応していきます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を実施します。
------	--------------------------------------------------------------------------

■妊婦等包括相談支援事業

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	42	40	38	36	34
確保の方策②	42	40	38	36	34
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、妊娠届期から子育て期にわたり相談に応じ、適切な助言・指導等を実施することとしており、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

⑪ 産後ケア事業

事業内容	産後1年未満の母子を対象に、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児支援を実施します。
------	-----------------------------------------------

■産後ケア事業

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
確保の方策②	24	24	24	24	24
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、授乳支援や育児相談、産婦の体調やメンタルに関する相談及びケアを実施することとしており、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

⑫ 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

事業内容	<p>0歳6か月～2歳未満の子どもが対象となり、家庭の経済状況や保護者の就労状況に関わらず、保育施設に通うことができるよう支援する制度です。</p> <p>保護者の就労有無に関わらず利用できるため、専業主婦（主夫）家庭でも利用が可能であるため、共働き家庭やひとり親家庭、さらには様々な家庭環境の子どもたちが平等に質の高い保育を受けることができます。</p> <p>なお、乳児等通園支援事業は、令和7年度については地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、令和8年度からは、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」が新設されます。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保の方策②	3	3	3	3	3
過不足②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）は新規事業であるため、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで、必要に応じて実施していきます。

2 障がい児等への支援

現状と課題

- 障がい児 及び特別な支援が必要な子ども や その家族の教育・保育ニーズに応えるため、一人ひとりの障がいの特性や実態の把握が求められています。
- 障がい児及び特別な支援が必要な子どもや、その家族の安定した生活が実現できる環境を整えることが求められています。

施策の方向性

- 療育センター等による早期の支援につながるよう、相談支援を実施するとともに、利用するこども園（学校）と連携した支援の充実に努めます。
- 障がい児支援の質の向上や保育所等への巡回支援を実施することで、「気になる段階」からの早期の支援につなげる必要があります。
- 障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどにおいて、その特性に合った余暇支援を受けられる居場所づくりに向けて検討します。

主な事業・取組

事業・取組	担当課
障がい児保育事業	健康推進課
発達障がい児等に携わる保育士等支援事業	健康推進課
療育教室の開催（わくわく教室）	健康推進課
巡回療育相談の開催	健康推進課
地域障害児支援体制強化事業	健康推進課
障害者等日常生活用具給付事業	町民課
障害者等日中一時支援事業	町民課
特別児童扶養手当の受給申請受付	健康推進課

基本目標2 子育て家庭を地域で支える環境づくり

1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童相談内容は複雑化しています。
- 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。早い段階で発見し、早期に対応することが必要です。
- 児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備、組織の体制の強化が求められます。

施策の方向性

- 岩手県児童虐待防止アクションプランに基づき、本町の実情に応じた施策を推進します。
- こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的相談や支援を実施し、要支援家庭の早期発見と支援に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会の体制を整備し、専門職の配置、関係機関との連携強化に努め、児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 児童虐待防止に関する広報・啓発活動に努めます。
- 児童虐待等により被害を受けた子どもに対し、再発防止のため、関係機関と情報共有を図り連携した支援を行います。
- 子ども食堂を実施している団体への支援や開設意向のある団体などに対し、子ども食堂についての情報発信及び情報提供を行い、子どもの居場所づくりを進めるとともに、必要な方に支援が届くように努めます。

主な事業・取組

事業・取組	担当課
岩手県児童虐待防止アクションプランの推進	健康推進課
岩泉町こども家庭センターでの相談支援	健康推進課
岩泉町要保護児童対策地域協議会の開催	健康推進課
こども食堂の支援	健康推進課

2 ひとり親家庭の支援

現状と課題

○ひとり親家庭の中には、経済的な困窮などの課題を抱えている場合もあり、自立に向けた情報提供や相談機能なども含めた総合的な支援が必要です。

施策の方向性

- ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、各種支援制度を周知し総合的な自立支援を行います。
- 多様化する相談内容に対応するため、研修等に参加し、窓口業務体制の強化を行います。

主な事業・取組

事業・取組	担当課
各種支援制度についての相談受付	健康推進課
児童扶養手当受給申請受付	健康推進課
母子・父子・寡婦福祉基金の貸付申請受付	健康推進課
岩手県ひとり親家庭等日常生活支援事業対象申請書受付	健康推進課

基本目標3 仕事と子育てとの両立を目指す環境づくり

現状と課題

- 夫婦共働き世帯の増加により、仕事と育児を両立できる環境づくりが求められています。
- 働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容など、雇い主のきめ細かい対応が望まれます。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、地域全体で子どもの成長と子育てを支援していく必要があります。

施策の方向性

- 安心して子どもを生み育てることができるよう、母子の健康づくり支援や保育サービスの充実を図り、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めます。
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全な育成を図るとともに、児童への保育の質の向上に取り組みます。
- 子育てに伴う負担や不安、孤立感を和らげるとともに、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれ、喜びを感じながら子育てができるよう、相談支援の充実を図ります。
- 保護者が産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業期間中の保護者に対し、情報提供や相談支援を行います。
- 働きながら子育てしている人が安心して子育てができるように、各関係機関と連携し職場環境の整備に努めます。

主な事業・取組

事業・取組	担当課
岩泉町こども家庭センターでの相談支援	健康推進課
延長保育事業、一時預かり事業	健康推進課 (いわいづみこども園)
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	健康推進課
産婦人科・小児科オンライン相談事業	健康推進課



第5章 計画の推進及び評価

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

この計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内においては健康推進課が中心となって、関係課及び関係機関との密接な連絡調整を図ります。さらに、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、国・県との連携を図り、事業の有効な導入に努めます。また、本町の実情に即した取組を積極的に推進するうえで必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

そして、何より、少子化や子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の町民一人一人がそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が重要です。計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

（1）行政の役割

行政は、この計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、町民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画し得るよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお、本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

（2）家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることができます。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

（3）地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、「支える」という意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、この計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした町民活力が大きく期待されることから、町民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

（4）学校教育の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、学校施設の開放などを通して、地域における町民同士の交流の場となることが望されます。

（5）事業所の役割

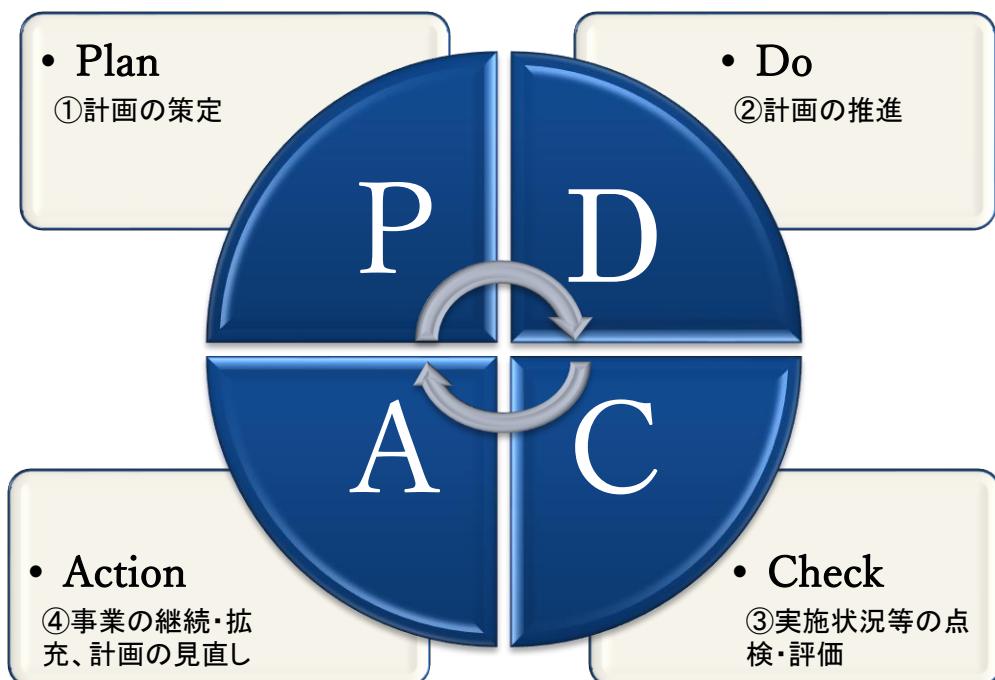
事業所においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人一人が子育て支援の重要性を理解し、子育て中の父母が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、健康推進課が事務局となり「岩泉町子ども・子育て会議」において審議し、今後の対策を講じていきます。

計画の進捗状況に応じて、計画自体の見直しや予算編成、事業実施への反映も見据えると共に、利用者の視点に立った点検・評価も併せて行い、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることを目標とします。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCAとは

- 1 Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- 2 Do (実行) : 計画に沿って業務を行う
- 3 Check (評価) : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- 4 Action (改善) : 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする



資料

1 岩泉町子ども・子育て会議条例

○岩泉町子ども・子育て会議条例

平成26年3月4日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、岩泉町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の子ども・子育て会議は、町長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、子ども・子育て会議を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(資料提出の要求等)

第6条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月8日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月3日条例第3号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 岩泉町子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日)

(委員)

	区分	所属	氏名	備考
1	子どもの保護者	いわいすみこども園保護者会長	佐藤 健	
2	子どもの保護者	こがわこども園保護者会長	掛川 健	
3	子どもの保護者	おもとこども園保護者会長	三上 良太	
4	子どもの保護者	子育て支援センター利用者代表	高橋 迪花	
5	事業主を代表する者	岩泉町社会福祉協議会会長	植村 敏幸	
6	事業主を代表する者	クチエ力理事長	橋場 覚	
7	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	岩泉町主任児童委員	泉山 博直	
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	地域おこし協力隊	谷田川 雅基	
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	一般社団法人岩泉町スポーツ協会 岩泉スポーツクラブ	吉井 剛	
10	事業主を代表する者	岩泉町P T A連合会長	金澤 辰則	

(オブザーバー)

	区分	所属	氏名	備考
1	事業主を代表する者	岩泉町教育委員会事務局	三上 訓一	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	いわいすみこども園園長	小野寺 貴幸	
3	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	こがわこども園園長	植村 由香利	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	おもとこども園園長	開 貴美子	

岩泉町子ども・子育て支援
事業計画（第3期）

発 行 岩泉町 令和7年3月

編 集 岩泉町 健康推進課

〒027-0595

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59 番地 5

T E L 0194-22-2111

F a x 0194-22-3562